

成年年齢の引き下げについて

民法の一部が改正となり、2022年4月1日より成年年齢が20歳から18歳に引き下げとなりました。これに伴い、当センターは法律と同様に、18歳以上は成人として対応することとし、書類への署名や同意などが可能になります。ただし、診療内容によっては、これまでと同様にご家族とともにご説明・同意をいただく場合があります。

何卒ご理解のほどよろしくお願いたします。

令和5年2月15日

いわき市医療センター院長 相澤 利武